

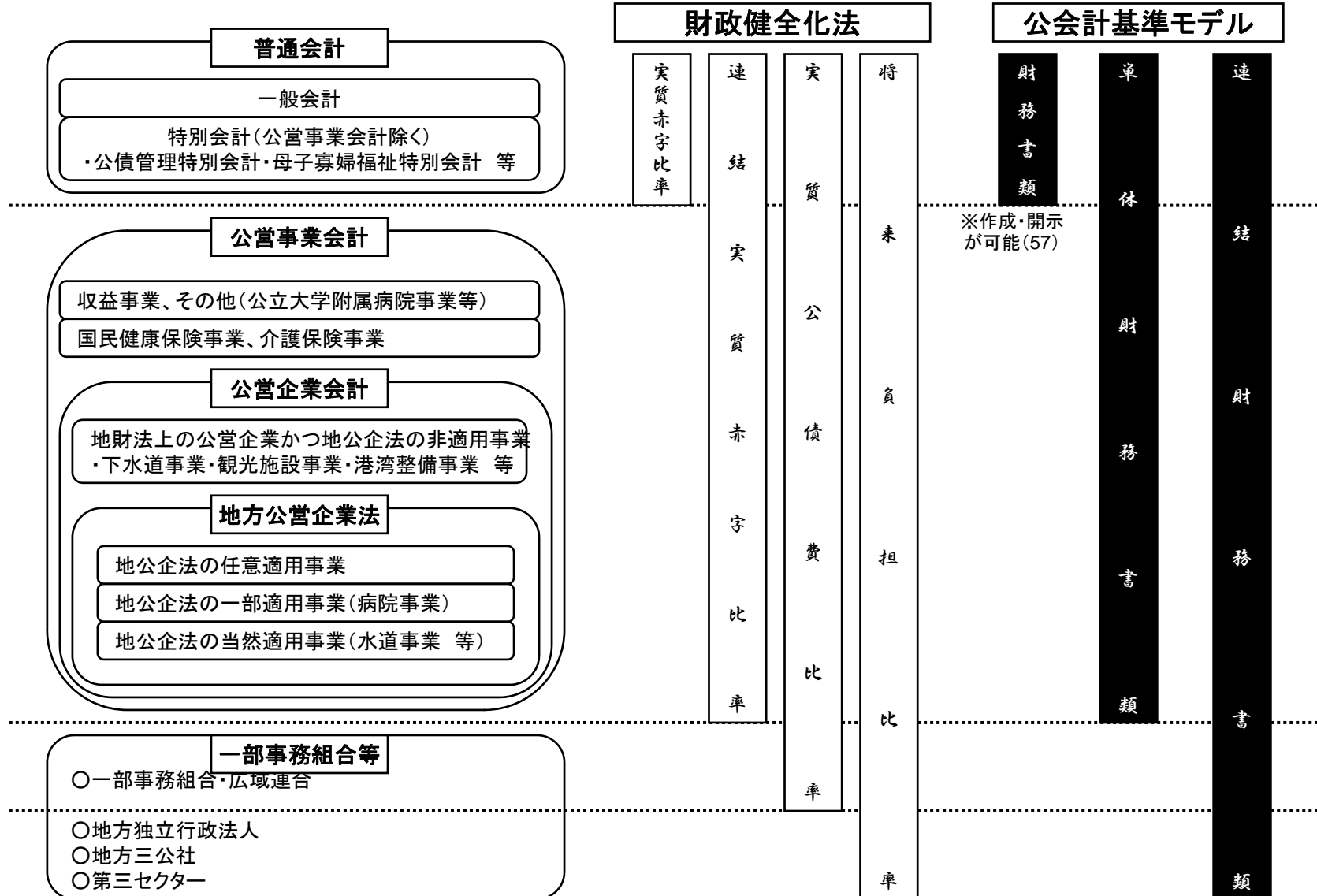
連結財務書類作成手引について

2008年8月27日

菅原正明

連結財務書類の定義

【会計の整理】 財政健全化法との関連(総務省資料を加工)



連結財務書類の作成手順

① 連結範囲の決定

- 【ポイント】
- ・ 25%以上50%未満の第三セクターや、出資のない法人の判断基礎は、ヒト・カネ・モノ(取引関係・契約)、である。
 - ・ 25%未満で損失補償等を行っている場合の取扱は要検討。
 - ・ 上記の判断基準は、自治体・個々の団体毎の個別判断

② 連結対象の財務書類組替

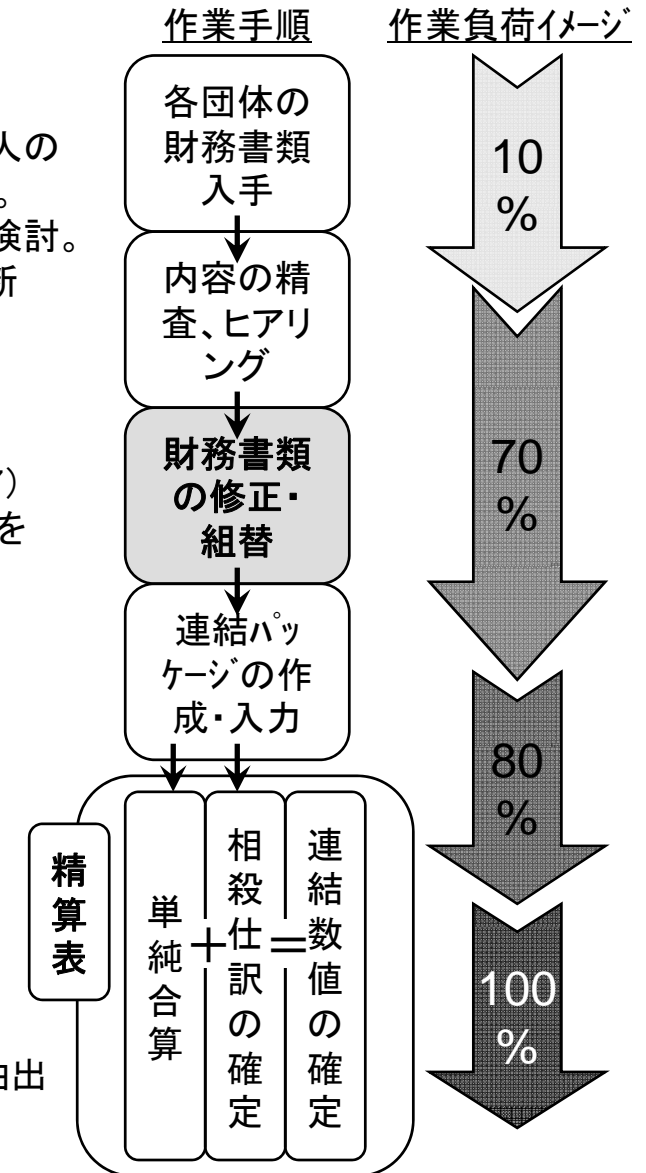
- 【ポイント】
- ・ 会計基準は可能な限り統一的な取扱いとする(実務17)
 - ・ 基準モデル初回導入時の資産評価は、公正価値評価を原則とする(実務33)。
 - ・ 表示は財務諸表組替を行い、連結パッケージに記入

③ 連結対象の財務書類単純合算

- 【ポイント】
- ・ 連結パッケージによる連結対象財務書類の入手
 - ・ エクセル、システム等を活用した全財務書類の足し算

④ 連結対象内取引の相殺消去

- 【ポイント】
- ・ 【BS】①投資・資本消去、②債権・債務消去
 - ・ 【PL等】③内部取引消去、④未実現利益消去(あれば)
 - ・ ②③においては、金額基準を設けて消去対象取引を抽出(例:一取引100万円以上、金額は小さい方で消去)



今後の検討内容、要整備事項

連結財務書類作成手順	会計基準等に対応	実務作業のサポート
① 連結範囲の決定	●連結範囲の決定に関する取扱い	
② 連結対象の財務書類組替	●会計方針の統一に関する取扱い ●連結対象の財務書類様式に関する取扱い	●連結対象種別(地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター)財務諸表組替表
③ 連結対象の財務書類単純合算	●自治体共通事項に関する「連結財務書類作成に関するQ&A(仮)」	●連結パッケージ(組替後財務諸表、内部取引・債権債務調査表)
④ 連結対象内取引の相殺消去	・一部事務組合の連結手法 ・資産評価、会計処理等の個別論点	●連結精算表(エクセルシート等)